

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第17号

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市支所事務分掌規則（昭和52年函館市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第32号を第33号とし、第10号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 日本赤十字社に関する事。

第2条第4項戸井支所市民福祉課の項中第43号を第44号とし、第30号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 日本赤十字社に関する事。

第2条第5項恵山支所市民福祉課の項中第49号を第50号とし、第32号から第48号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 日本赤十字社に関する事。

第2条第6項椴法華支所市民福祉課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、第29号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 日本赤十字社に関する事。

第2条第7項南茅部支所市民福祉課の項中第46号を第47号とし、第30号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 日本赤十字社に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。